第５章 スタートアップ・プログラム

１　スタートアップ事業の考え方と事業内容

第４章で示した施策・事業はどれも重要ですが、すべての施策・事業を均質かつ同一時期に進めていくことは、限られた予算や人材の中にあっては現実的ではありません。また、それぞれの施策・事業を個々バラバラに進めるのではなく、横断的に結び相互連携することによって、波及性と連動性を持って相乗効果を発揮させながら発展的に展開させていく戦略的な視点が大切です。

そこで、本計画で示した施策・事業の中から、「人づくり」、「普及啓発とそのためのツールづくり」、「財政的支援」の３つの観点から、本計画の計画期間の前半２年程度の間で重点的に実施すべき事業を「スタートアップ事業」として位置付けます。

スタートアップ事業 1　職員向けの市民協働研修事業

背景・ねらい

市民協働のまちづくりでは、市民と市がお互いのできることを、自覚と責任をもって行うことが必要不可欠である。しかし、市職員においても、協働の意義や目的に対する認識や理解が十分に浸透していない状況である。また、職員自身が市民協働の重要な担い手であるという意識も不足している。

そこで、市民活動及び市民協働に関する基礎知識を学び、市民協働の意義・目的に対する気づきを促すための市職員向けの基礎研修を行う。これにより、協働に関する市職員の意識の向上を図り、協働を実践する職員を育成する。

具体的な取組内容

【対　象】

・今後本市における市民協働の担い手となる関係各課の職員（協働推進員、希望する職員）

【内　容】

①基礎研修（１回あたり３時間程度の全２～３回の連続講座）

・初めて協働について学習する職員などを対象に、協働を進めて行く上で必要な基礎知識や心得と協働の意義・目的について学ぶ。

・講義や先進事例紹介（座学）と実習（ワークショップ）を組み合わせ、受講者の気づきを促すことに主眼をおいた内容にする。

・必要に応じて、市民活動や町内会活動等の現場を視察見学するプログラムを組み込む。

②実践研修

・基礎研修修了者のスキルアップを図るため、「スタートアップ事業２：協働のまちづくり人材養成講座事業【まちづくり人（びと）養成講座】」への参加を促す。

・より専門的な知識と経験を有した職員を育成するため、「職員ＮＰＯ法人派遣研修事業」の実施について検討する。

【期待できる効果】

・市職員一人ひとりが市民協働の内容や市民活動団体について理解し、認識を深め、協働によるまちづくりが実践できる人材を育てる。

・各課における協働の芽となる事業について、職員自らが従来の方法にとらわれずに最良の方法を探り、実践する力を養う。

・協働推進員を、十分な知識と実践経験を兼ね備えた協働の担い手として位置付け、各課において協働事業が生み出される体制づくりにつなげる。

スタートアップ事業 2

協働のまちづくり人材養成講座事業

背景・ねらい

市内の市民活動団体において、新たな担い手の確保、人材発掘が重要な課題となっている。また、能力や想いをもった人がいてもうまく活用されていない状況もある。

漠然と市民活動に興味をもっている人や何からはじめていいのか分からない人の能力を引き出し、協働のまちづくりを主体的に進めていく市民を養成する基礎講座【まちづくり人（びと）養成講座】を開催する。

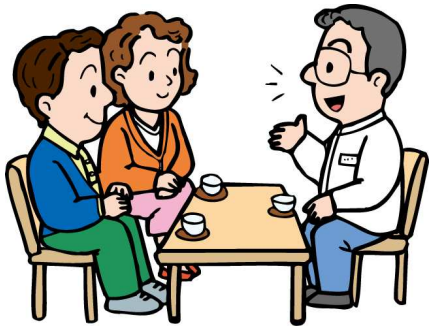

具体的な取組内容

【対　象】

・まちづくり活動に関心があり、安城市在住、在勤、在学、または安城市で活動している人。これから活動しようと考えている人や協働について学ぶべき立場にある市職員（職員向けの市民協働研修事業の修了者など）。

・定員３０名程度を想定

【内　容】

・養成講座は、全５回程度を想定し、わかりやすい講義と実践的な実習（ワークショップ）を通して、協働のまちづくりに必要な知識や技術、役割を基礎から学ぶ。

回	テーマ（例示）
第１回	まちづくりの考え方を知ろう！
第２回	参加の手法（ワークショップ）を学ぼう！
第３回	協働のまちづくり（地域の先進事例）を知ろう！
第４回	現場からまちづくりを考えよう！
第５回	まちの夢を描こう！

【期待できる効果】

・新たな協働のまちづくりの人材を発掘、養成するとともに、地域団体や市民団体など多様な担い手をつなぎ合わせたりすることで、仲間（チーム）づくりの場とする。

・市民活動補助事業など、活動のための各種情報を提供することで効果的に協働のまちづくりを推進する。

・協働の理念や目的、市民活動の現場を理解して、協働事業を推進できる市職員を育成する。

スタートアップ事業 3　「協働事業事例集」発行事業

背景・ねらい

市内には、地域を住みよいまちにするために、さまざまな団体が、さまざまな活動を行っている。しかし、どのような市民活動団体があり、どのような協働が行われているのか、市民にはまだまだ十分には知られていない状況である。既に市民活動に取り組んでいる人でも、他の団体の具体的な活動の内容までは知らないことが多い。

そこで、身近な協働事例を整理することで、わかりやすく市民に周知し、幅広い実践につなげていくことで「協働」の拡大を図る。

具体的な取組内容

【内　容】

・市民活動補助事業の行政提示型事業として、ＮＰＯ法人等の市民活動団体が市との協働により作成。市民活動団体が、自らリポーターとなり、先進的に活動する市民活動団体を取材し、協働の取組を紹介する事例集を作成する。

・様々な分野の協働事業を取り上げるとともに、事業概要、団体のプロフィール、事業を実施した背景・きっかけ、協働のポイント（役割分担、事業の進め方、協働の効果）、団体からの一言（ＰＲ）、取材チームの一言などで構成。

・定期的に発行することで、情報の陳腐化を防ぎ、最新の取組状況を提供する。

【期待できる効果】

・事業概要や実施の経緯、役割分担、事業の進め方といったポイントを具体的に示すことで、市民活動団体や市の職員が協働事業の進め方について具体的なイメージを持つことができる。

・事業実施のためのノウハウの水平展開を図ることで、市民協働の自発的・積極的な活動をサポートする。

・互いの団体について知ることでネットワークが形成され、新たな協働の芽が生まれる。特に、事例集の作成を行う市民活動団体の成長を促進するとともに、市民活動団体間のネットワークの拡大の機会とする。

スタートアップ事業 4

市民活動補助事業

背景・ねらい

本市に市民協働を対象とした補助制度はないが、安城市社会福祉協議会において、共同募金を財源として市内で活動するボランティア・市民活動団体を対象に「あんじょうボランティア・市民活動団体助成事業」を先駆けて行っている。

この助成事業では「はじめの一歩助成」と「ステップアップ助成」の２種類の助成を行っている。市内には少額な予算で活動をしている市民活動団体等が多いため、５万円程度の少額の助成制度や複数回にわたり継続的に支援を受けることができる助成制度が求められている。また、市内における市民活動を活性化していくためには、分野に関係なく多様な分野の市民活動を今後も支援することが必要である。

そこで、地域が抱える諸課題の解決や市民協働のまちづくりにつながるような、幅広い分野の市民活動を喚起するため、公募型補助制度を創設する。

具体的な取組内容

【対　象】

・安城市民活動センター登録団体であること。

【内　容】

①市民提案型事業

・「活動芽生えコース」：新たにまちづくりを始めようとする団体、または活動を始めて間もない団体に対する小額補助（１事業１回限り、年度内に完了する新規事業を対象）

・「活動はぐくみコース」：既にまちづくり活動を行っている市民活動団体を対象に、活動をステップアップするための３０万円程度を上限額とする補助（１事業３回限り、年間を通じて計画的に実施し、３年以上継続して活動が実施される事業）

・「新規事業チャレンジコース」：既に活動実績があり自立した団体向けの補助（１回を限度として補助する３０万円程度を上限額としたコース）

②行政提示型事業（協働テーマ提示型事業）

市が協働事業やテーマを設定し、団体が企画提案を行い実施するもの。行政だけでは解決できない、かつ、市民活動団体などと協働で行うことでより効果が上がると考えられる事業が対象で、事業内容に応じて市は経費や労力等の一部負担を行う。

※協働テーマ提示型事業については、中期的な展望のもとで制度化を行う。

【審査・選定方法】

①学識経験者、公募市民等による審査機関を設置し審査を行う。

②書類審査を行った後、応募者によるプレゼンテーションを公開審査で行う。

※流れとしては、市民活動センターへの登録→補助申請→書類審査→プレゼンテーション審査（公開）→事業の実施→交流会による実績報告（市民によるチェック）→補助金の交付

【事業の実施と実績報告】

①実績報告書の作成：補助金の使途と事業成果、今後の展望等を報告。複数年度継続事業の場合は、それぞれの年度において報告書を作成。

②審査機関による評価：年度の評価とともに今後につながるようアドバイスを行う。

③公開の場での実績報告：事業の成果を市民へ報告することで、まちづくりへ関心を持ってもらうとともに、市民のお金が使われているということを認識してもらう。また、団体を応援する気持ちを高める。

【期待できる効果】

・市民活動団体が行う地域課題や社会的課題解決に向けた事業に資金面から支援することにより、多様な市民活動が展開される。

・地域が抱える諸課題の解決に向けた市民活動団体の「モデル的活動」を育て、他地域へ展開する。

・制度を通して、より多くの市民に市民活動やその事業効果を認知してもらい、活動への参加や「協働のまちづくり」の気運を高める。

・提案や報告を通して事業を見つめ直すことで、活動ノウハウが蓄積でき、団体の基盤強化・自立につなげる。

2　スタートアップ・プログラム

先に示した４つのスタートアップ事業を発展的に展開していくため、以下に示すプログラム（手順・道筋）によって事業を推進します。

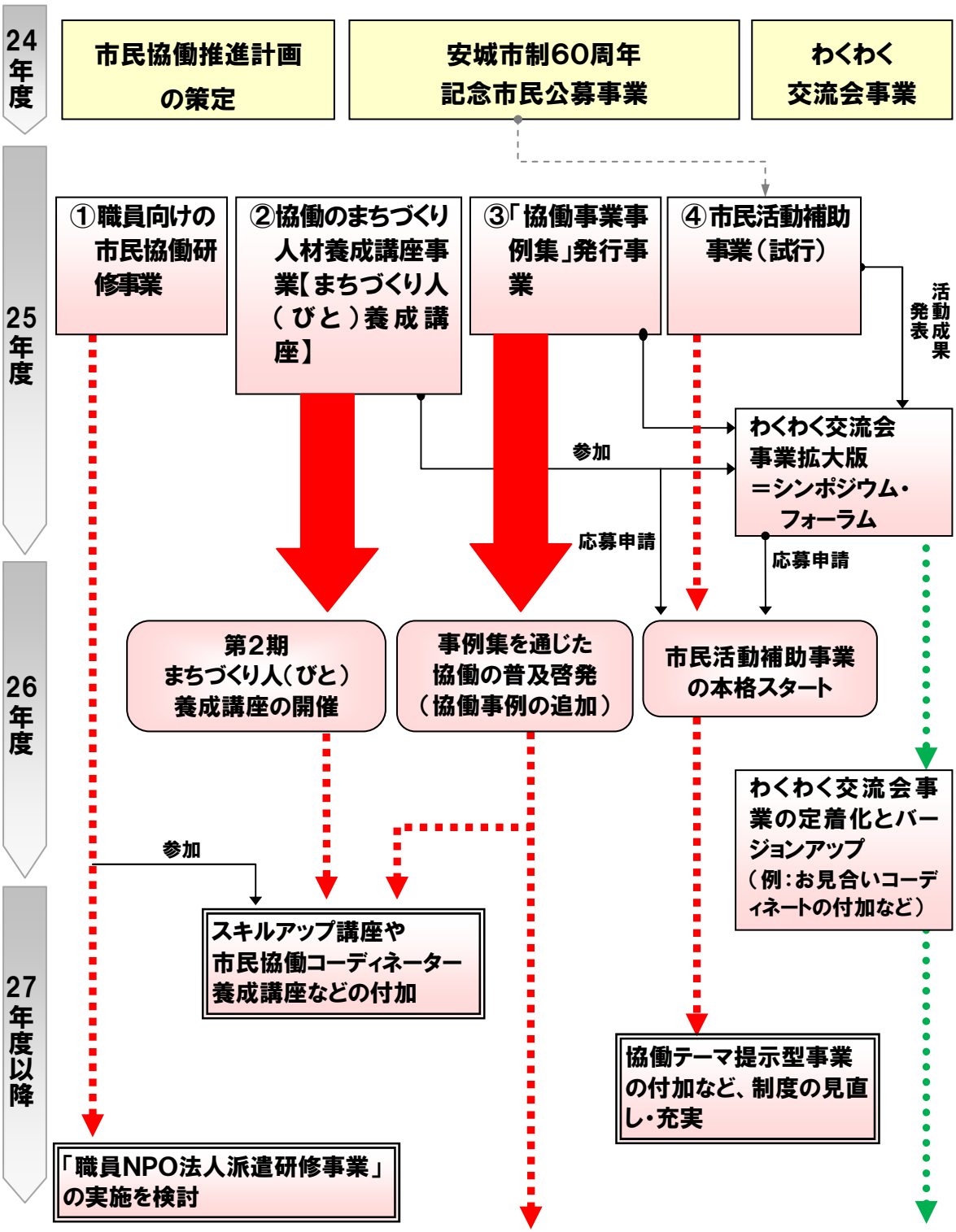

【平成25年度の実施プログラム】

●平成２５年度は、本計画の策定を受け、４つのスタートアップ事業を実施します。

●「①職員向けの市民協働研修事業」については、関係各課に配置する「協働推進員」の意識啓発と養成を目的として、特に協働の意義・目的に関する市職員の気づきを促すことを主眼とした内容の研修とします。

●「②協働のまちづくり人材養成講座事業」については、平成２６年度に創設する市民活動補助事業への応募者を養成することを意識しつつ、協働のまちづくりを実践するチーム作りを目指し、まちづくりの「こころ」と「基本的なスキル」を身に着けるための基礎講座【まちづくり人（びと）養成講座】を開催するものとします。

●「③『協働事業事例集』発行事業」については、「市民活動補助事業」の「行政提示型事業」の先行実験的な事業として実施するものとします。具体的には、市がテーマを設定して公募し、テーマに沿った提案を行った応募団体を審査して、協働のパートナーとなる団体を決定します。なお、本事業の成果である「協働事業事例集」については、市民活動センターが毎年開催している「わくわく交流会」の場を活用して広く市民に成果報告を行っていくものとします。

●「④市民活動補助事業」については、平成２６年度における本格的な制度創設とその運用の参考となる知見を得るため試行するものとします。なお、補助を受けた団体は、「わくわく交流会」等の公開の場を活用して広く市民に実績報告を行っていくものとします。

【平成26年度の実施プログラム】

●「①職員向けの市民協働研修事業」については、関係各課に配置する「協働推進員」以外の職員の意識啓発を目的として実施します。また、主に平成２５年度の受講者に対しては、市民協働に必要な基本的なスキルの習得と研修機会を通じた市民との協働の実践などを目的として【まちづくり人（びと）養成講座】への参加を促します。

●「②協働のまちづくり人材養成講座事業」については、市職員も受講者に加え、市民と市職員の協働の実践トレーニングの場としていくものとします。

●「③『協働事業事例集』発行事業」については、平成２５年度に作成する「協働事業事例集」を活用して、市民協働の普及啓発を図っていくものとします。また、随時、協働事例を追加することによって、「協働事業事例集」のバージョンアップを図ります。

●「④市民活動補助事業」については、平成２５年度に実施する試行結果を踏まえ、補助制度を創設し、その運用を図ります。なお、補助を受けた団体の実績報告の場としての「わくわく交流会事業」の定着化を図るとともに、「わくわく交流会」に「お見合いコーディネート」の機能を付加することによって、団体同士や団体と市民活動やボランティアをしたいという市民の出会いの場としていくものとします。これによって、複数団体によるＪＶ※7、コンソーシアム※8方式の補助申請を促進させていくものとします。

ＪＶ※7：ＪＶ（共同企業体、ジョイントベンチャーの略）は、複数の団体・企業が共同体を組んで事業を行うこと。

コンソーシアム※8：２つ以上の個人、企業、団体、政府など（あるいはこれらの任意の組合せ）から成る団体で、共同で何らかの目的に沿った活動を行うために結成されるもの。

【平成27年度以降の実施プログラム】

●「①職員向けの市民協働研修事業」については、幅広く職員の意識啓発を目的として実施します。また、引き続き【まちづくり人（びと）養成講座】への職員の参加を促します。さらに、より専門的な知識と経験を有した職員を育成するため「職員ＮＰＯ法人派遣研修事業」の実施を検討します。

●「②協働のまちづくり人材養成講座事業」については、市民と市職員を対象とした基礎講座【まちづくり人（びと）養成講座】として進めます。また、より専門的な知識等が求められる「市民協働コーディネーター」の育成を目指した講座の開催も検討します。

●受講者の相互学習による学び合い効果が生まれるような講座にしていくためには、一芸に秀でた多種多様な経験を有した受講者の参加が求められることから、安城市民だけを対象とした講座ではなく、周辺自治体との共同開催による広域的な講座の運営が考えられます。

●市民協働コーディネーターとして必要な素養を高めるためには、協働の事例をどれだけ知っているか、地域にどのような活動団体があるかを知っていることが重要であることから、「協働事例集」の作成を研修プログラムに盛り込むことも考えられます。

●「③『協働事業事例集』発行事業」については、引き続き「協働事業事例集」を活用して、市民協働の普及啓発を図っていくものとします。また、上記のように「市民協働コーディネーター」の育成のための研修プログラムに組み込む方法によって適宜バージョンアップしていくものとします。

●「④市民活動補助事業」については、補助制度の運用状況を踏まえながら、市民活動団体等にとって活用しやすい制度に適宜改善していくものとします。また、市民発意の市民活動やボランティア活動の支援を目的とした補助制度に加え、地域が抱える課題や行政課題の解決に結実するような制度に発展させていくため、協働事業のテーマを市が設定し、団体が企画提案を行い、行政との協働で事業展開を図る「協働テーマ提示型事業」の創設を検討します。